平成２３年（フ）第４４９号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番３―211号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目９番22号
破産者　橋野　和子
1　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
2　一般調査期日　平成23年12月13日午後２時
平成23年９月28日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０８１号
大阪市天王寺区石ケ辻町18番２号
破産者　加藤商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
2　一般調査期日　平成23年12月５日午前11時
平成23年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０８２号
大阪市西淀川区歌島２丁目９番31号
破産者　神田　行紀
1　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
2　一般調査期日　平成23年12月５日午前11時
平成23年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５号
静岡県富士宮市長貫1444番地の７
破産者　上口　亮一
1　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
2　一般調査期日　平成23年12月６日午後３時30分
平成23年９月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
静岡県富士宮市長貫1444番地の７
破産者　上口　司子
1　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
2　一般調査期日　平成23年12月６日午後３時30分
平成23年９月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６３８号
大阪府枚方市堂山３丁目12番７号
破産者　鎌田日出雄
1　破産債権の届出期間　平成23年11月８日まで
2　一般調査期日　平成23年12月８日午後３時30分
平成23年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７９号
神戸市北区道場町生野1172番地の610、開始決定時の住所大阪市鶴見区浜３丁目５番19号
破産者　南西　利彦
1　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
2　一般調査期日　平成24年１月16日午後４時
平成23年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第８１２号
兵庫県姫路市綿町110番地
破産者　株式会社姫路ひろめ市場
1　期日　平成23年10月25日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月26日
神戸地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第７５号
愛媛県宇和島市吉田町浅川182番地１
破産者　山本真珠有限会社
1　期日　平成23年12月20日午前11時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月22日
松山地方裁判所宇和島支部

平成１９年（フ）第１３６号
愛媛県宇和島市栄町港３丁目６番８号　坂本水産ビル301
破産者　山本満材夫
1　期日　平成23年12月20日午前11時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月22日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第３８号
愛媛県今治市室屋町５丁目２番41号
破産者　お酒のガイヤ今治店こと　稲本　　稔
1　期日　平成23年10月20日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月28日　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第５６１号
愛知県西尾市一色町一色古新田43番地
破産者　株式会社キク
1　期日　平成23年12月５日午後４時５分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第４６号
長崎県佐世保市針尾西町395番地の１
破産者　有限会社吉建
1　期日　平成23年11月11日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月27日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第４７号
長崎県佐世保市針尾西町397番地、開始決定時の住所長崎県佐世保市針尾西町395番地の１
破産者　吉田　秀夫
1　期日　平成23年11月11日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月27日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０１９号
東京都港区西新橋１丁目６番21号
清算株式会社　株式会社スリープ・ステーション本部
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第５０１号
福島県いわき市平上荒川字長尾74番地の８
清算株式会社　協和興産株式会社
代表清算人　武内　秀明
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。

	（略称）
⑴　協和興産株式会社	清算株式会社
⑵　平成22年７月９日（特別清算開始決定日）	基準日
⑶　別表「一般債権弁済予定表」	別表

2　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し基準日までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
3　担保権付債権
本協定における「担保権付債権」とは、清算株式会社の不動産その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商事留置権に限る。）が設定された特別清算債権で、基準日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
担保権付債権を有する債権者を「担保権付債権者」という。
4　一般債権
本協定における「一般債権」とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
5　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
基準日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、債権の全部又は一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は基準日における債権者の債権額を基準として行う。
6　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
7　弁済の場所
本協定による弁済は、債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は清算株式会社の負担とする。